

大阪市地域防災計画

【令和 2 年度 修正】国の防災基本計画修正に伴う新型コロナウイルス感染症を含む避難所の感染症対策や、大阪府の河川氾濫(R2.3) 及び高潮(R2.8)の浸水想定の見直し・新たな想定に対応した避難対策など、本市の防災対策の一層の強化・推進を図ることを目的に、さらなる修正を行う。

令和 2 年度 主な修正内容

○ 災害時の感染症対策を踏まえた修正

【新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策】

- 避難所における避難者の過密抑制などの感染症対策の実施 [震 18-2、震 18-4]
 - ・ 本市の避難所開設・運営ガイドライン別冊（新型コロナ禍版）などを基に、各避難所における避難者の過密抑制や避難所での生活ルールなど、感染症対策の観点を取り入れた平時からの検討、対策の実施

○ 大阪府公表の河川氾濫及び高潮の浸水想定を踏まえた修正

- 河川氾濫時の避難情報の発令基準等の設定 [風水 17-2]
 - ・ 浸水想定見直しに伴う避難情報発令区域、発令基準の設定
- 高潮発生時の避難情報の発令基準等の設定 [風水 17-2]
 - ・ 新たな浸水想定に伴う避難情報発令区域、発令基準の設定
 - ・ 大阪府等と連携した、台風最接近・避難情報発令前における「ゆとりを持った自主的な避難」の市民等への呼びかけ
- 河川氾濫時・高潮発生時の安全確保・避難行動についての基本方針の設定 [風水 17-2]
 - ・ 平時から自宅や職場等の浸水状況を把握し、その浸水状況にあった避難方法（自宅・施設等内での安全確保、自宅・施設等外の避難行動等）と避難先を確認することについて基本方針として定め、市民等への啓発を実施

○ 令和元年東日本台風等に係る国の検証を踏まえた修正

- 災害時における事業者によるテレワーク、時差出勤、計画的休業等の適切な外出抑制の実施 [震 4-2]
- 河川氾濫時・高潮発生時の安全確保・避難行動についての基本方針の設定 [風水 17-2（再掲）]

○ その他の修正

- 市外部機関（大阪府、指定地方行政機関等）と連携して実施する必要がある輸送対策や帰宅困難者対策等の災害対策について、令和元年度からの調整内容を踏まえての修正 [震 15 節、震 20-5、震 20-6]
- 港湾関係機関における在港船舶・木材の災害予防等についての「台風災害防止措置の基準」を修正 [風 30-2]
- 大阪港湾局の設置に伴い、関連する記載部分を修正 [全般]